

SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）

Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program

平成27年度

公募要領

【対象課題名】

次世代海洋資源調査技術

【対象研究開発分野名】

既存事業の充実に向けた取組み

【募集期間】

平成27年5月27日（水）～平成27年6月26日（金）（正午）



管理法人：国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）

平成27年5月
（初版）

◆課題名、研究開発テーマ名及びプログラムディレクター

課題名 : 次世代海洋資源調査技術

研究開発分野名 : 既存事業の充実に向けた取組み

プログラムディレクター : 浦辺 徹郎 (東京大学名誉教授、一般財団法人国際資源開発研修センター 顧問)

◆採択予定件数

- ・研究開発分野内に設定する各テーマ1～2件程度

◆研究開発開始までの主なスケジュール

- ・募集開始 平成27年5月27日(水)
 - ・募集説明会 平成27年6月8日(月) 13:30-15:30
国立研究開発法人海洋研究開発機構
横浜研究所 三好記念講堂
募集説明会の詳細情報及び参加申し込みは、JAMSTECのSIP公募ページでご確認ください。
 - ・募集受付締切 平成27年6月26日(金) 午前12時(正午)《厳守》
- ※以下の日程は全て予定です。今後変更になる可能性があります。
- ・書類選考期間 6月下旬～7月上旬
 - ・書類選考結果の通知 7月上旬～7月中旬
 - ・面接選考期間 7月中旬～7月下旬
 - ・研究代表者の決定通知・発表 7月下旬～8月上旬
 - ・研究開発開始 9月以降

【参考】

JAMSTECのSIP公募ページ

<http://www.jamstec.go.jp/sip/publicoffering.html>

目次

I. SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）について	1
1. SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の概要	1
2. これまでの経緯	1
3. SIPの推進体制	2
II. 課題「次世代海洋資源調査技術」について	4
1. 研究開発の意義・目標等	4
2. 推進体制	6
3. 知財に関する取扱い	9
4. 出口戦略	11
III. 募集に関する主要事項	12
1. 公募対象となる研究開発テーマについて	12
2. 応募者の要件について	14
3. 研究開発テーマの期間・規模等について	15
（1）研究開発期間	15
（2）研究開発費の規模	15
（3）研究開発の実施体制	16
（4）研究開発費の使途について	17
4. 選考について	18
（1）選考の流れ	18
（2）研究代表者の選定における評価基準	18
（3）利害関係者の選考への不参加	18
（4）選考結果の通知等	19
（5）研究開発開始までの主なスケジュール（予定）	19
5. 決定後の責務等	20
（1）研究代表者の責務等	20
（2）研究機関及び支援研究機関の責務等	21
6. 研究開発提案書（様式）の記入要領	22
IV. 募集に関する一般事項	23
1. 提案書の提出	23
2. 研究開発費の使途について	23
3. 一般管理費について	25
4. 繰越について	26
5. 応募に際しての注意事項	26
（1）提案書記載事項等の情報の取り扱いについて	26
（2）不合理な重複・過度の集中に対する措置	26
（3）研究費の不正な使用等に関する措置	29
（4）研究活動の不正行為に対する措置	31
（5）研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について	33
（6）安全保障貿易管理について	34

I. SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）について

1. SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の概要

科学技術イノベーションは、経済成長の原動力、活力の源泉であり、社会のあり方を飛躍的に変え、社会のパラダイムシフトを引き起こす力を持ちます。しかしながら、わが国の科学技術イノベーションの地位は、総じて相対的に低下しており、厳しい状況に追い込まれています。

総合科学技術・イノベーション会議は、「イノベーションに最も適した国」を作り上げていくための司令塔として、その機能を抜本的に強化することが求められています。科学技術イノベーション政策に関して、他の司令塔機能（日本経済再生本部、規制改革会議等）との連携を強化するとともに、府省間の縦割り排除、産学官の連携強化、基礎研究から出口までの迅速化のためのつなぎ等に、より直接的に行動していく必要があります。

このため、平成 26 年度予算において、「科学技術イノベーション創造推進費」（以下、「推進費」という。）が創設され、内閣府に計上されました。推進費は、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化のための重要な取組の一つであり、府省の枠を超えたイノベーションを創造するために不可欠な政策手段です。

今、国家的に重要な課題の解決を通じて、我が国の産業にとって将来的に有望な市場を創造し、日本経済の再生を果たしていくことが求められています。このためには、各府省の取り組みを俯瞰しつつ、更なる枠を超えたイノベーションを創造するべく、総合科学技術・イノベーション会議の戦略推進機能を大幅に強化する必要があります。その一環として、鍵となる技術の開発等の重要課題の解決のための取り組みに対して、府省の枠にとらわれず、総合科学技術・イノベーション会議が自ら重点的に予算を配分する SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）が創設されました。この原資は、推進費から充当されます。

2. これまでの経緯

このような背景のもと、SIP は、科学技術イノベーション総合戦略（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）及び日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、科学技術イノベーションを実現するために創設することが決定したものです。

SIP は、府省・分野の枠を超えた横断型プログラムであり、総合科学技術・イノベーション会議が対象となる課題を特定し、予算を重点配分するものです。第 114 回総合科学技術会議（平成 25 年 9 月 13 日開催）において、対象課題候補及び実施の方針が決定されており、基礎研究から出口（実用化・事業化）までを見据え、規制・制度改革や特区制度の活用も視野に入れて推進していくものです。

SIP は、科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針（平成 26 年 5 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）に定められた基本方針に沿って、総合科学技術・イノベーション会議ガバナリングボード、プログラムディレクター、推進委員会等を中心とした推進体制が構築されています（「I 3. SIP の推進体制」を参照）。

SIP の対象課題、各課題のプログラムディレクター、各課題の予算配分について、平成 26 年度実施分については「平成 26 年度戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の実施方針（平成 26 年 5 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）」において、平成 27 年度実施分については「平成 27 年度戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)実施方針(平成 27 年 4 月 13 日総合科学技術・イノベーション会議)において決定されています。

プログラムディレクターが策定した各研究開発計画については、総合科学技術会議ガバナリングボードによる事前評価（平成 26 年 3 月 20 日、27 日）及び内閣府によるパブリックコ

メント（平成26年4月17日（木）～平成26年5月7日（水）の結果を踏まえ、平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議ガバニングボードにより承認され、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）において決定されています。その後、平成27年度の予算配分額を踏まえた各研究開発計画が平成27年5月21日総合科学技術・イノベーション会議ガバニングボードにより承認され、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）によって決定されています。

3. SIPの推進体制

SIPは、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化のための取り組みの一つとして内閣府に計上された推進費において実施するものであり、総合科学技術・イノベーション会議のもとで推進体制が構築されています（図1）。

○総合科学技術・イノベーション会議ガバニングボード（GB）

総合科学技術・イノベーション会議有識者議員を構成員とする総合科学技術・イノベーション会議ガバニングボード（以下、「GB」という。）は、SIPの着実な推進を図るため、SIPの基本方針、SIPで扱う各課題の研究開発計画、予算配分、フォローアップ等についての審議・検討を行います。

○プログラムディレクター（PD）

内閣府に課題ごとにおかれているプログラムディレクター（以下、「PD」という。）が担当する課題の研究開発計画等を作成し、中心となって進めます。また、研究開発計画の推進にあたっては、研究開発テーマの決定を行うとともに、研究開発計画策定および実施の過程においては、研究開発内容の修正・組み替えを含めたマネジメントを行います。

○推進委員会

推進委員会は、内閣府に課題ごとに置かれます。PDが議長、内閣府が事務局を務め、関係省庁、管理法人（以下項目参照）、専門家等から構成されます。当該課題の研究開発計画の作成や実施等に必要な調整等を行います。

○管理法人

管理法人は、PDが推進委員会と調整の上作成し、GBによって承認された研究開発計画に沿って、当該課題を推進する研究代表者あるいは研究機関（以下、まとめて「研究代表者等」という。）の公募、委託研究契約等の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理、PDへの自己点検結果の報告、関連する調査・分析、広報活動等、その他研究開発の推進にあたって必要な調整を行います。

当該課題の各研究開発テーマを推進する研究代表者等の選定にあたっては、管理法人が内閣府と協力して、PD、推進委員及び外部の有識者・専門家等から構成される選定・評価委員会を設置し、その委員会での審議結果を踏まえ、PD及び内閣府の了承を経て決定を行います。研究代表者及び主たる支援研究予定者等の利害関係者は、当該研究代表者等の審査には参加しません。

なお、本課題の管理法人としては、研究開発計画において国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「JAMSTEC」という。）が指定されています。

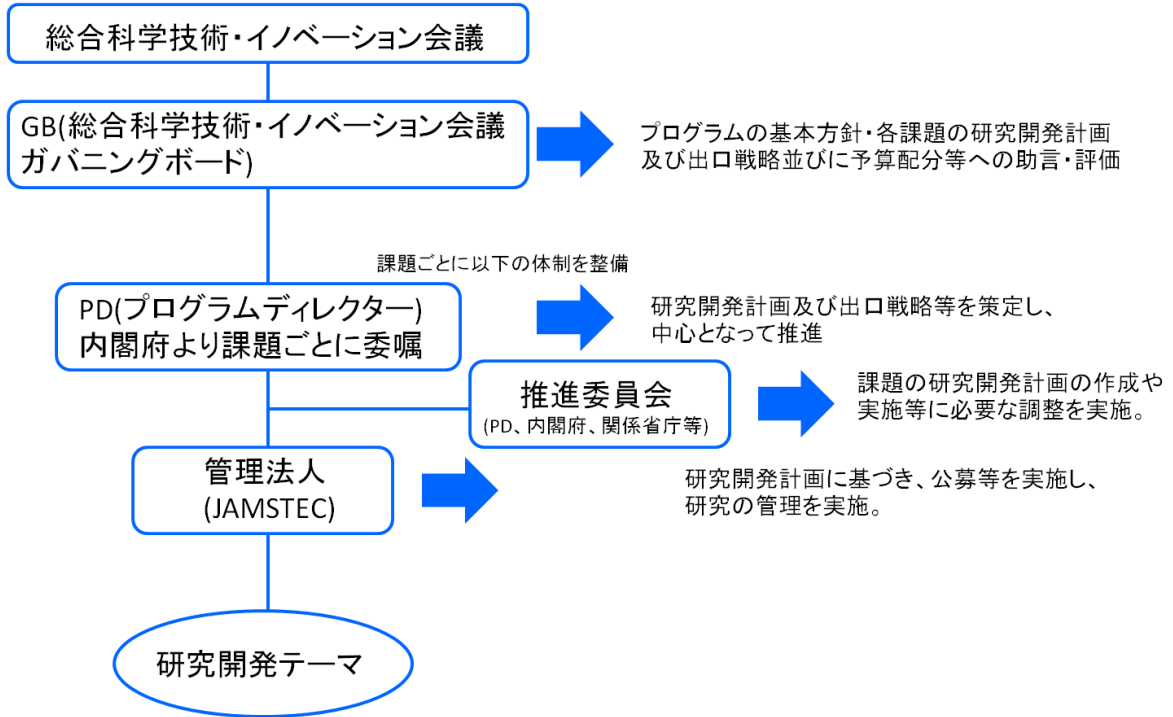


図1. SIPの推進体制図

Ⅱ. 課題「次世代海洋資源調査技術」について

1. 研究開発の意義・目標等

①背景・国内外の状況

今までの国の機関や大学等の調査により、我が国の管轄海域には海底熱水鉱床やコバルトリッチクラスト等数多くの鉱物資源が存在することが確認されてきました。

しかしながら、深海底は太陽光も電波も届かない過酷な世界です。当初の発見は、潜水艇等を利用し、例えて言えば「夜中に落し物を懐中電灯で」探したり、海水濁度センサーを使用して「鼻でかぎ回って」探したりしてなされたものがほとんどでした。最近になり、無人探査機等が導入され始め、より効率的な調査手法の可能性が見いだされつつあるものの、国土面積の12倍を超える管轄海域の海洋資源の開発・利用を目指すためには、海洋資源の成因解明研究を通じて開発海域を短期間にできる限り絞り込んで特定し、また開発前後の環境への影響を正確かつ迅速に把握する必要があります。

それらを達成するためには、広大な有望海域を限られた船舶・探査機器で対応可能な範囲まで絞り込むための海洋資源の成因解明研究、従来よりも飛躍的な効率で調査するための遠隔感知・直接採取など調査機器・手法の開発、さらに、開発に伴う海洋環境悪化を可能な限り防止するための海洋環境を長期に監視する技術の開発が必要です。我が国は海洋調査技術、探査センサー技術、生態系調査技術及び長期監視技術などの点で世界のトップランナーであることから、これらの技術を基盤とした開発を発展させることで、世界に先駆けて上記開発を実施することが期待されます。

②意義・政策的な重要性

海洋資源調査技術開発の意義・政策的な重要性に関しては、閣議決定された様々な文書において次のように明記されています。

○科学技術イノベーション総合戦略2014～未来創造に向けたイノベーションの懸け橋（平成26年6月24日閣議決定）

特に、SIP、ImPACTの2つの国家重点プログラムと、科学技術イノベーション予算戦略会議は、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を実際に発揮する上で特に重要かつ効果的な手法で、いわば司令塔機能強化のための「3本の矢」としての働きを担っており、今後とも継続的に実施していく。

海底資源の探査・生産技術やこれに係る通信技術の研究開発等を環境影響評価と併せて推進する。

○「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）

海洋資源開発関連産業の育成に向けて、海洋資源開発に係る技術の開発支援を行う。

○海洋基本計画（同4月26日閣議決定）

政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として「広域科学調査により、エネルギー・鉱物資源の鉱床候補地推定の基礎となるデータ等を収集するため、海底を広域調査する研究船、有人潜水調査船、無人探査機等のプラットフォーム及び最先端センサー技術を用いた広域探査システムの開発・整備を行うとともに、新しい探査手法の研究開発を加速するなど、海洋資源の調査研究能力を強化する」。

また、これらの我が国が取り組むべき国家基幹技術を議論するため、文部科学省、経済産業省、国土交通省の共同事務局による「海洋分野における国家基幹技術検討委員会」において「海洋国家基幹技術の推進」（平成25年5月17日）が提言され、海洋資源開発において必要不可欠である技術として、広大な海域から迅速かつ効率的に有用資源の存在を確認する探査技術、資源を経済的に生産する生産技術、開発と環境の保全を両立していくための環境影響評価・管理技術の三つが挙げられました。

本施策は、これらにおいて指摘されている海洋資源調査技術及び環境監視技術の研究開発を実施するためのものです。我が国が高効率の海洋資源調査技術を世界に先駆けて確立して調査を推進することは、海洋資源開発・利用、海洋環境保全、資源安全保障などの社会的観点から不可欠です。しかし、深海底は未知の部分が多く、民間企業等が自主的に調査技術の開発を進めるためには巨額の費用がかかり、リスクも高い傾向があります。そのため、国が主導して技術開発等を行いつつ民間企業にその技術等を移転していく形式を取ることで、海洋資源調査産業を創出することが可能となります。石油探査用の調査技術や調査機器については市場が既に確立しているものの、本研究開発で対象とする海洋鉱物資源については、石油・天然ガスとは存在状態や地質環境が全く異なることや現時点では陸上資源に比べて経済優位性がないことなどから、世界でもいまだ商業的に開発されておらず、探査や環境影響評価をビジネスとして行う民間産業が未成立です。そこで海洋鉱物資源の科学調査やセンサー等要素技術開発で技術的優位にある我が国の官学の力を産に活かすことが求められています。

③目標・狙い

これまでの要素技術の研究開発を統合し、民間企業と協力して2018年度までに以下の目標の達成を目指します。

○技術的目標

- ・海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、レアアースを含む堆積物等の海洋鉱物資源を低コストかつ高効率（従来の数倍以上のスピード）で調査する技術を、世界に先駆けて実現します。
- ・資源が眠る深海域において使用可能な未踏海域調査技術を確立します。

○産業面の目標

- ・SIPにより得られた新たな調査技術・ノウハウを、探査サービス会社、探査機器製造会社、海洋エンジニアリング会社など、幅広く民間企業に移転することにより、2018年度までに、世界に打って出ることのできる海洋資源調査産業を創出します。

○社会的な目標

- ・国が主導してリスクや難度の高い研究開発を行い（低コスト化、システムの小型化、高効率化を含む）、民間に技術移転することで日本の海洋資源調査を飛躍的に加速します。
- ・グローバルスタンダードの確立により、日本の調査システムの輸出及び海外での調査案件の受注を目指します。

2. 推進体制

本課題は、JAMSTEC への運営費交付金を活用し、下記図 2 の体制で実施しています¹。JAMSTEC は、PD が推進委員会と調整の上作成し、GB によって承認された研究開発計画に沿って、当該課題を推進する研究代表者等の公募、委託研究契約等の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理、PD への自己点検結果の報告、関連する調査・分析、広報活動等、その他研究開発の推進にあたって必要な調整を行います。

本研究開発テーマを行う研究代表者等の選定にあたっては、JAMSTEC が内閣府と協力して、PD、推進委員及び外部の有識者・専門家等から構成される選定・評価委員会を設置し、選定・評価委員会委員の審議結果を踏まえ、PD 及び内閣府の了承を経て決定します。

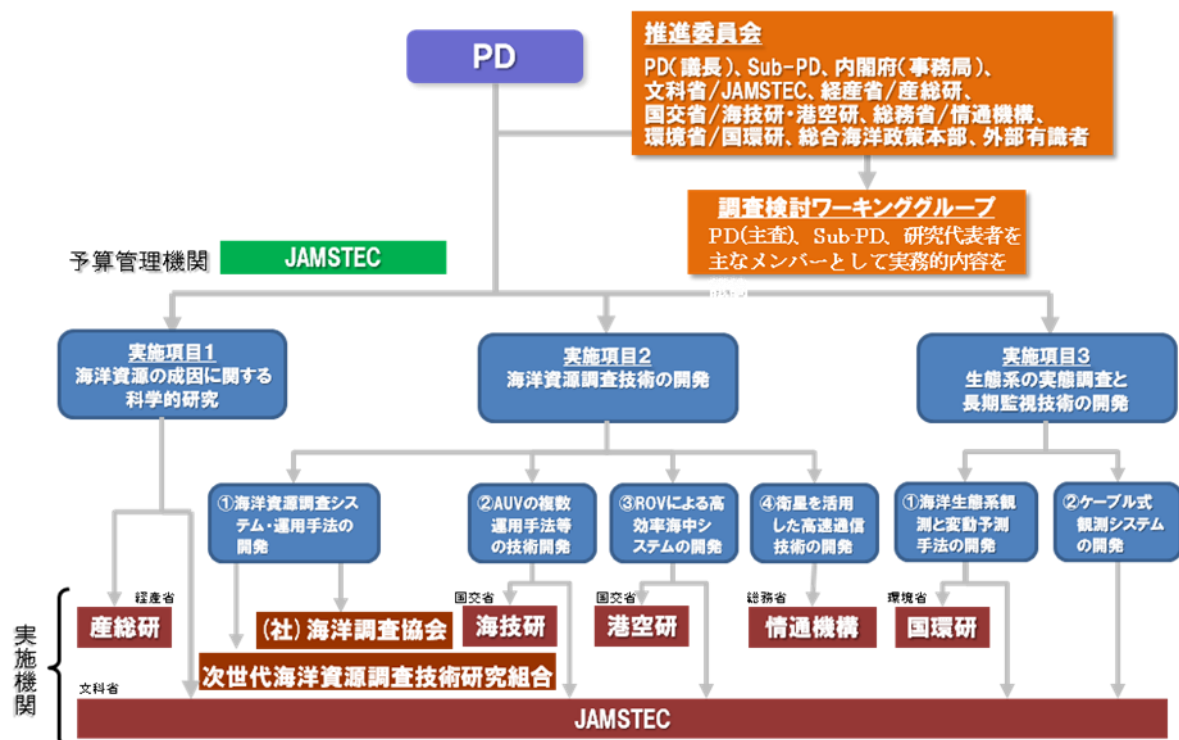
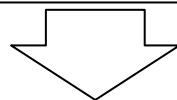


図 2 実施体制 (平成 27 年 4 月 1 日時点)

研究代表者の選定、研究開発の推進の流れは以下の通りです。

① 公募および研究代表者の選定

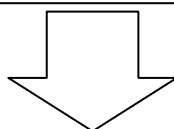
- JAMSTEC は、PD が決定した研究開発テーマの下で、我が国の海洋資源調査産業の創出及び国際展開に向けて大きく貢献し得る研究開発を実施する研究者及び技術者を公募します。
- 選定・評価委員会は、後述の評価基準に基づき、提出された提案内容を審査します。形式審査、書類選考、面接選考を経て、研究代表者候補を選定します。選定・評価委員会による選定結果に基づき JAMSTEC は PD 及び内閣府の了承を経て研究開発テーマを実施する研究代表者を決定します。



¹ 状況により実施体制を見直す場合があります。

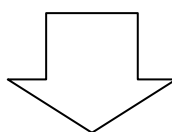
② 研究開発の推進

- a. JAMSTEC は、研究代表者から提出された全体計画書及び年次計画書を、PDの承認を経て決定します。
- b. JAMSTEC は、全体計画書及び年次計画書に基づき、研究開発テーマを推進する研究代表者が所属する研究機関との間で委託研究契約を締結し、研究開発を推進します。
※支援研究機関とは、研究機関と委託研究契約を締結していただきます。
- c. 研究代表者は、全体計画書及び年次計画書をもとに、研究開発を実施します。その際、JAMSTEC が PD、内閣府及び選定・評価委員会の指示を受けて研究開発テーマの進捗を管理します。
- d. 進捗管理のため、JAMSTEC は研究代表者に対して、研究開発の進捗及び研究開発費の使用状況について定期的に報告を求めます。また、PD もしくは JAMSTEC が適宜ヒアリング、サイトビジット等を行います。



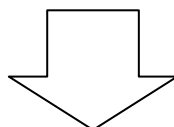
③年度末評価

- a. 研究代表者は、毎年度末に選定・評価委員会の評価を受けるために、実績及び今後の計画の双方に対して自己点検を実施し、目標の達成・未達の判定のみならず、その原因・要因等の分析や改善方策の提案等を行います。
- b. 選定・評価委員会は研究代表者の自己点検の結果をとりまとめ、研究開発計画等の見直し案を提示します。PD はその結果及び推進委員会の意見を参考に PD の自己点検をとりまとめ、次年度以降の研究開発テーマの修正、改廃、統合や、予算配分の見直しを進めます。
- c. PDの自己点検結果の報告を参考に、GBは外部の専門家等を招いて評価を行います。GBでの評価結果をもとに、PD は研究開発テーマの研究継続の是非等を決定するとともに、研究代表者に対して必要な助言を与え、次年度以降の計画に反映させます。必要に応じて、新規研究開発テーマの追加募集を検討します。
- d. 上記のほか、必要に応じて年度途中で点検・評価が実施されることがあります。



④総合評価

- a. 選定・評価委員会は、これまでの実績及び今後の計画の双方に対する自己点検の結果の評価を平成 29 年度末に行います。
- b. PD は、選定・評価委員会における審議結果を基に、研究開発テーマの平成 30 年度への継続の可否を決定します。



④最終評価及び追跡評価

- a. 年度末評価と同様に、最終評価を行います。
- b. 最終評価は、最終年度までの実績に関して行い、終了後のフォローアップ等に反映させます。
- c. 研究開発期間終了から一定の時間（原則として3年）が経過した後、必要に応じて追跡評価を行います。研究開発テーマの成果の実用化・事業化の進捗に関して行い、改善方策の提案等を行います。

上記の年度末評価、全体評価、最終評価及び追跡評価においては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成 24 年 12 月 6 日、内閣総理大臣決定）」を踏まえ、必要性、有効性等を評価する視点から、評価項目・評価基準を以下のとおりとします。

- ①意義の重要性、SIPの制度の目的との整合性。
- ②目標（特にアウトカム目標）の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い。
- ③適切なマネジメントがなされているか。特に府省連携の効果がどのように発揮されているか。
- ④実用化・事業化への戦略性。
- ⑤最終評価の際に見込まれる効果あるいは波及効果。終了後のフォローアップの方法等が適切かつ明確に設定されているか。

3. 知財に関する取扱い

研究開発の成功と成果の実用化・事業化による国益の実現を確実にするため、優れた人材・機関の参加を促すためのインセンティブを確保するとともに、知的財産等について適切な管理を行います。

① 管理法人知財委員会

本課題では、PD および主要な関係者および専門家等から構成され、知的財産等に関する課題全体の方針の調整・情報のとりまとめ等を行う管理法人知財委員会を、管理法人である JAMSTEC に設置しています。

② JAMSTEC 研究機関知財委員会

「研究機関知財委員会」は、本課題を既に進めている機関に設置されています。JAMSTEC 実施分及び本テーマにおける知的財産等の取扱いについての管理等を SIP 運用指針及び管理法人知財委員会で決定した方針に従い行います。

③ 知財権に関する取り決め

JAMSTEC は、秘密保持、バックグラウンド知財権（研究代表者やその所属機関等が本研究開発に参加する前から保有していた知財権）、フォアグラウンド知財権（本研究開発で発生した知財権）の扱い等について、予め委託先との契約等により定めることとします。

④ バックグラウンド知財権の実施許諾

他の研究開発参加者へのバックグラウンド知財権の実施許諾は、当該知財権者が定める条件あるいは研究開発参加者間の合意に従い、知財権者が許諾可能とします。また当該条件などの知財権者の対応が、SIP の推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む）に支障を及ぼすおそれがある場合、管理法人知財委員会において調整し、合理的な解決策を得ることとします。

⑤ フォアグラウンド知財権の取扱い

研究機関および支援研究機関が発明し、研究機関および支援研究機関に知的財産権を帰属させる時は、JAMSTEC 研究機関知財委員会による承諾を必要とします。その際、JAMSTEC 研究機関知財委員会は条件を付すことができます。

参加期間中に脱退する者は、当該参加期間中に SIP の事業費により得た成果（複数年度参加していた場合には、参加当初からの全ての成果）の全部または一部に関して、脱退時に JAMSTEC に無償譲渡させること及び再実施権付実施権を設定できることとします。知財権の出願・維持等にかかる費用は、原則として知財権者による負担とします。

共同出願の場合、持ち分比率、費用負担は、共同出願者による協議によって定めることとします。

⑥ 終了時の知財権取扱いについて

本事業終了時に、保有希望者がいない知財権等については、JAMSTEC と研究機関において対応（放棄、あるいは、JAMSTEC 等による承継）を協議することとします。

⑦ 国外機関等（外国籍の企業、大学、研究者等）の参加について

国外機関等の参加が課題推進上必要な場合、参加を可能とします。ただし、適切な執行管理の観点から、研究開発の受託等にかかる事務処理が可能な窓口または代理人が国内に存在することを原則とします。国外機関等については、知財権は JAMSTEC と国外機関等との共有とします。

4. 出口戦略

本課題の出口戦略は適宜、見直しを行います。現時点では下記の通りとします。

(1) 海洋資源調査産業の創出

- ・競争力のある調査技術（①成因論に基づいたデータの的確な解釈技術、②低コスト、高効率、迅速、安定な調査技術、③環境監視技術）を開発します。
- ・産学官一体で SIP を推進することにより、海洋資源調査産業を牽引する主体となる民間企業等を最も効率良く育成します。
- ・SIP により得られた新たな調査技術・ノウハウを、探査サービス会社、探査機器製造会社、海洋エンジニアリング会社など、幅広く民間企業に移転し、海洋資源調査産業を活性化します。

(2) グローバルスタンダードの確立

- ・他国より先行している調査技術及び環境監視技術を世界に先駆けて確立することにより、日本の調査技術及び環境監視技術の国際標準化を目指します。
- ・上記の国際標準化により、日本の調査システムの輸出及び海外での調査案件の受注を目指します。
- ・海底資源開発を行う上で最大の社会的課題となりうる、予防的アプローチ（科学的に証明されていない環境負荷の可能性がある場合、開発などの行動を取るべきではないとする立場。国連持続可能な開発会議（リオ+20）で強調されている）に対して答えうる、正確な科学的知識のスタンダードを作ります。

Ⅲ. 募集に関する主要事項

1. 公募対象となる研究開発テーマについて

○既存事業の充実に向けた取組み

テーマ1：海洋資源成因研究に基づく鉱床モデルの構築に向けた新たな指標の提案

「海洋資源の成因に関する科学研究」においては、有望海域を絞り込むための科学的根拠に基づく最適な取得すべきデータ項目と調査機器のスペック等を決定することを目的とし、地質学的・地球科学的根拠に基づいた海洋資源の形成過程や濃集メカニズム等の研究を実施している。これらの研究開発によって得られた最新の科学研究の成果が鉱床モデル(Ore Deposit Model)*として整理され、今後の探査・開発に有効なものとして発信されることが望まれている。

現在、海洋研究開発機構では成分分析等に基づき海底鉱物資源の成因モデルの構築を行い、産業技術総合研究所では地質学観点から造構場・成因に由来する地形的・地球物理学的情報や岩石学的・地球化学的情報を取得・解析し、新たな有望海域の抽出に資する各種地球科学的指標の特定を中心とした研究を行うことで分担・連携して進めている。一方、より探査に有効な鉱床モデルの作成に向けては、より多くの情報を網羅し記載することが必要であるものの、鉱床モデルに必要な科学的根拠を全て網羅できているわけではない。そこで、本テーマにおいては、現在の「海洋資源の成因に関する科学研究」において取り込まれていない研究開発を実施し、鉱床モデルに取り入れられる科学的根拠を示すとともに、それらが有効に鉱床モデルに取り込まれる方法を提案すること。

研究開発においては、鉱床モデルに記載されるべき事項に関する科学的根拠を取得するための現地調査、室内分析、データ解析等を行うことも含む。

※鉱床モデル(Ore Deposit Model)

あるタイプの鉱床に関する概念的・経験的な記載と、地質学的な記載と、地質学的な成因をまとめたもので、その鉱床を探査・開発するに当たって必要な情報を整理された形で示すものと定義される。鉱床モデルでは主観的な解釈を避け、客観的な記載を行うことが求められるほか、地質専門家以外の工学、経済学専門家にも有用な情報を含む必要がある。含まれる情報としては、地質図、代表的断面図、地質学的特徴（生成年代、関係火山岩、化学・鉱物組成、同位体組成など）、資源量評価（確定鉱量ないし推定鉱量・品位）、鉱床のリスト（位置、鉱量、品位、サイズ、文献、発見年等）およびこれまでその鉱床や地質について発表された研究論文リスト等である。

テーマ2：新たな海洋資源調査手法の提案

本課題では研究開発項目「2. 海洋資源調査技術の開発」において、民間企業を含めた各機関連携のもと、今後の効率的な調査への必要性が見込まれる技術開発および調査システムの高度な効率的運用システムの確立を進めている。一方、海洋資源の成因に関する科学研究は本課題が検討され始めて以降も新たな知見が発信され続け、本課題を計画した当初よりも多様な調査手法の実現の可能性が出てきた。そこで、海洋資源調査産業が発展した際に使用が見込まれる、将来有望な調査技術となる可能性のある技術シードの提案、新しい調査法やプラットフォームの提案、総合調査システムの構築に資するアルゴリズムの提案等を期待する。なお、提案はSIPの出口戦略である海洋産業創出に繋がるものが望ましい。しかし、研究開発が終了する時点までにそれが実現することは求めない。開発す

るシステム等が対象とする海洋資源は、「次世代海洋資源調査技術」において対象としている海底熱水鉱床、コバルトリッチ・クラスト、レアアース泥が望ましいが、それ以外の海洋資源対象とした提案をしても構わない。

テーマ3：資源開発に伴う海洋環境の保全や海洋の総合管理に向けた国際標準のあり方に関する提案

本課題では、研究開発項目「3. 生態系の実態調査と長期監視技術の開発」として環境影響評価を行うにあたっての研究開発を行っている。ここでは、海洋研究開発機構及び国立環境研究所が協働して、今まで環境分野では取り入れられてこなかった新たな指標も加え、手法の国際標準化を目指している。

一方、わが国および諸外国の排他的経済水域、公海等においては、それぞれの環境保全の法制度やガイドライン等が制定されているが、海底資源開発にかかわる環境影響評価の法制については定まったものが存在しない。今後具体化していくと考えられるそのような評価手法の国際標準化をリードしていくためには、それぞれの場所による差異を考慮しつつも、すべてに共通する国際標準の研究開発、発信方法、法制度整備の検討が求められる。そのため、この分野においては、理工系の研究に呼応して、国際法、行政法、環境法、社会学、経済学等の人文社会系の専門性も含めた、より広い視点からの総合的な議論や対応が必要である。

そこで本テーマでは、海洋の環境保全や総合管理という視点を持ち、「3. 生態系の実態調査と長期監視技術の開発」で進めている手法等の国際標準化に必要な海洋の総合管理のありかた・法体系のありかた等の制度設を中心に検討するとともに、それらの整備に有効な研究開発方針を提案する。さらに、検討・提案した方策を既存の「3. 生態系の実態調査と長期監視技術の開発」での取り組みと連携して研究開発期間中に出来る限り実現する。これらの取組みを行う中で、追加で実施すべき研究開発があれば既存の研究開発と連携しつつ並行して実施すること。

2. 応募者の要件について

- ①自らの研究開発構想に基づき、最適な実施体制を構築し、研究開発期間中、研究代表者として当該研究開発テーマを推進できる研究者もしくは技術者であること。
研究代表者は研究開発実施期間中原則交代することが出来ません。
- ②国内の研究機関^{※1}に所属^{※2}して研究開発を実施できること。

※1「国内の研究機関」：国内に法人格を持つ大学、独立行政法人、国立試験研究機関、特別認可法人、公益法人、企業等のうち、研究開発を実施している機関。

※2 以下のいずれかの方も応募できます。

- ・国内の研究機関に所属する外国籍の研究者
- ・現在、特定の研究機関に所属していないものの、本件に採択された場合、自らが国内の研究機関に所属し、当該研究機関において研究開発を実施できる体制を取ることが可能な研究者。
- ・現在海外に在住している日本人であって、本件に採択された場合、自らが国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ることが可能な研究者。

注：研究開発期間中に研究代表者が定年を迎える場合、研究開発チーム提案書の【その他特記事項】に、定年後の研究開発実施体制に関する考えや予定を記入してください。具体的な体制について、面接選考にて詳しい説明をお願いすることがあります。また、面接選考時に、所属（もしくは所属を予定している）機関の長による期間内での身分保障等を明記した承諾書をお願いすることもあります。

3. 研究開発テーマの期間・規模等について

(1) 研究開発期間

研究開発期間は、平成 27 年度を初年度とし、基本的に 3 年間(平成 29 年度末まで)です。ただし、平成 29 年度後半に行う総合評価において評価が高く、「次世代海洋資源調査技術」の目的達成に貢献しているテーマは 1 年間延長(平成 30 年度末まで)する可能性があります。提案時は 3 年間の目標及び研究開発計画と、1 年間の延長があった場合の最終的な目標及び延長部分の研究開発計画を提出して下さい。ただし、毎年度末に次年度以降の研究開発の継続可否を含めた研究開発進捗に関する評価を行いますので、研究開発計画書に記載された研究開発期間が約束されるものではないことをご承知おきください。また、研究開発開始後、当該研究開発の進捗を選定・評価委員会が評価し、PD 及び内閣府と相談のもと、研究開発期間を変更することがあります。

(2) 研究開発費の規模

平成 27 年度の採択予定件数及び研究開発費（一般管理費含む）は以下を予定しています。

- ・採択予定件数　：各テーマ 1～2 件程度
- ・研究開発費総額：全テーマの総額として上限 2 億円

初年度の各テーマの研究開発費は、選定・評価委員会の審議等を経て PD 及び内閣府が決定します。また、次年度以降の研究開発費は、年度末評価の結果や研究開発計画の進捗状況等を踏まえ、年度ごとに見直しを行います。

(3) 研究開発の実施体制

本課題では、「次世代海洋資源調査技術」の取組みの充実により、研究開発を加速するため、総合的な研究開発チームを組み、研究開発に取り組んでいただきます。研究開発チームは、研究代表者が所属する研究機関と研究代表者の指揮のもと共同して研究開発を進める主たる支援研究者が所属する支援研究機関から構成してください。研究代表者は、研究機関における研究開発だけでなく研究開発チーム全体に対して指揮及び管理等を行ってください。また、主たる支援研究者は、研究代表者の指揮の下、支援研究機関における研究開発の指揮及び管理を行ってください。支援研究機関には、研究機関と異なる他の大学及び企業等が参加することができますが、海外の機関でなければ研究開発実施が困難である場合を除き、原則、国内の機関とします。

研究開発の実施体制については、選定・評価委員会がその必要性や適切性等を厳正に評価します。

採択後、JAMSTEC は研究機関と委託研究契約を締結します。支援研究機関との契約は研究機関から行ってください。

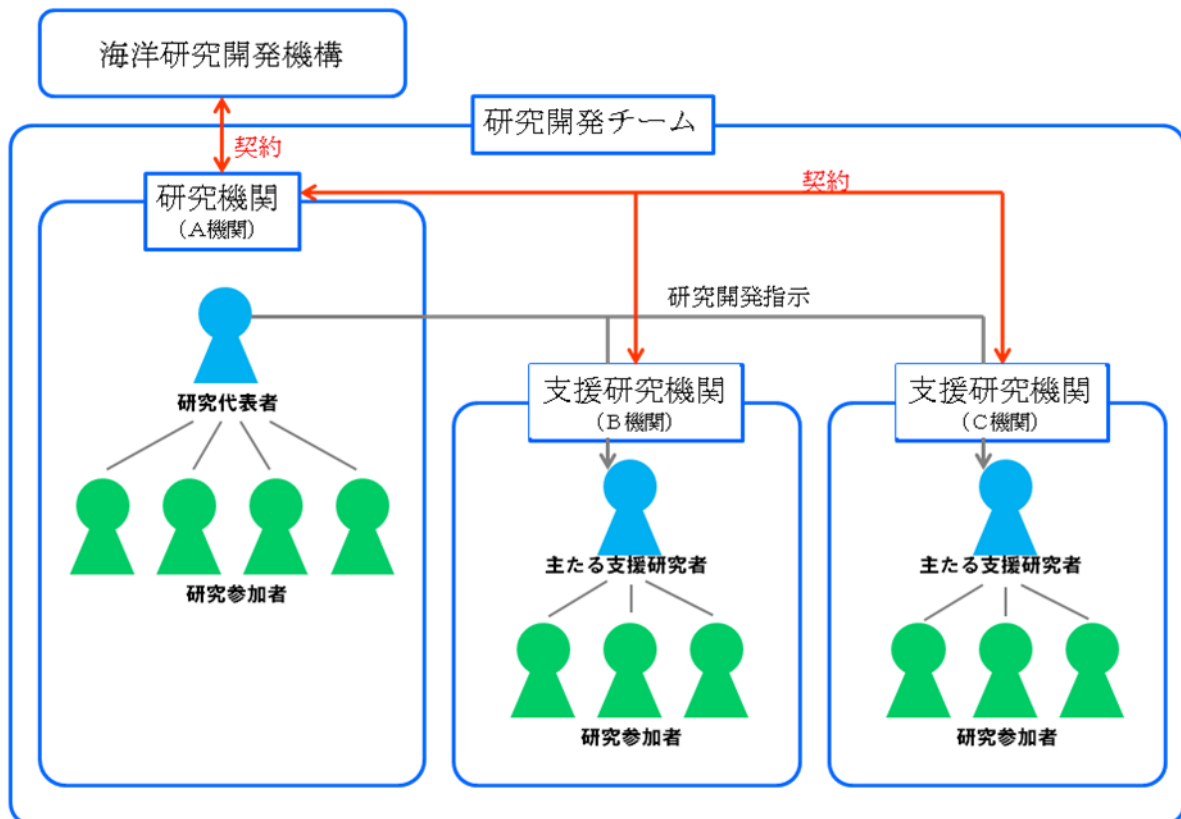


図3 研究開発の実施体制

(4) 研究開発費の使途について

研究開発費（直接経費）の使途については、以下のとおりです。

- a. 当該研究開発の遂行に直接必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。
- 1) 物品費：新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
 - 2) 旅費：研究代表者やその他メンバーの旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
 - 3) 人件費・謝金：
当該研究開発を遂行するために直接必要な研究員、技術員、研究補助員等で、研究開発計画書に研究参加者としての登録がある者の人件費、講演依頼謝金
但し、研究代表者および主たる支援研究者の人件費は直接経費より支出することが出来ません。

人件費支出に係る詳しい要件等は、研究代表者が決定した後、委託研究契約事務処理に関する説明を行います。
 - 4) その他：上記の他、当該研究開発を遂行するために必要な経費。
研究開発成果発表費用（論文投稿料、印刷費用等）機器リース費用、運搬費等費目の具体的な定義については、研究開発費を受託する研究機関及び支援研究機関の規則・規定に従います。
- b. 「国民との科学・技術対話」に関する経費に関しても、直接経費から支出可能です。
- c. 以下の経費は研究開発費（直接経費）として支出できません。
- 1) 当該研究開発の目的に合致しないもの
 - 2) 一般管理費としての使用が適切と考えられるもの
 - 3) 研究代表者、支援研究機関の主たる支援研究者の人件費
- (注) JAMSTEC では、研究機関に対して研究開発費の柔軟で効率的な執行を要請するとともに、国費を財源とすること等から、一部の項目について委託研究契約書等により、一定のルールを設け、適正な執行をお願いしています。

一般管理費の上限は10%に設定します。(P. 25 もご参照下さい)

4. 選考について

(1) 選考の流れ

① 形式審査

JAMSTEC は、提案が応募の要件を満たしているか、について審査します。要件を満たしていない場合は、以降の審査対象外となります。

② 書類選考

選定・評価委員会は、形式審査において要件を満たしている提案について、応募内容を審査し、面接選考の対象となる応募者を選考します。

③ 面接選考

選定・評価委員会が面接選考を実施し、研究代表者候補を選定します。面接選考には研究代表者となる予定の方が出席して下さい。なお、日本語での面接を原則とします。

④ 研究代表者の決定

選定・評価委員会による研究代表者候補の選定結果に基づき、JAMSTEC は、PD 及び内閣府の了承を経て研究開発テーマを実施する研究代表者を決定します。

※選考は非公開で行い、選考に関わる者は、一連の選考で取得した一切の情報を第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務を持って管理すること等の秘密保持を遵守します。なお、選考の経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 研究代表者の選定における評価基準

研究代表者の選定における評価基準は以下のとおりです。

- 提案内容が、SIPの意義の重要性や趣旨及び課題の目的と合致しているか。
- 研究開発テーマの目標及び研究開発計画が妥当であるか。特に研究開発期間終了時までの実証が完了するような研究開発目標が組み込まれているか。
- 目標達成に向けた工程表は妥当であるか。
- 目標達成に向けた具体的な道筋を示しているか。
- 研究開発の実施体制、予算、実施規模が妥当であるか。適切なマネジメント体制が構築されているか。実用化までを見据えた研究開発実施体制となっているか。
- SIP 次世代海洋資源調査技術の既存の取組みとの連動等により、実用化・事業化への戦略性があるか。特に、事業終了後も含め、技術開発成果の実用化・事業化に向けて、本テーマで実施された研究開発の結果が海洋資源調査産業の創出もしくは国際標準化に貢献するシナリオが描けているか。

※提案内容が科学的な学理に基づいていることを明確に示して下さい。単なる思いつきではなく、提案に至った根拠となる何らかのデータが示されていることが必要です。

(3) 利害関係者の選考への不参加

応募者等（研究代表者、主たる支援研究者等）の利害関係者は、当該応募者等が応募した研究開発テーマの研究代表者の選考には関わりません。

利害関係者とは、以下の者をいいます。

- ・ 応募者等と親戚関係にある者。
- ・ 応募者等と大学等の研究機関において同一の学科、研究室等または同一の企業に所属している者。

- ・応募者等と緊密な共同研究を行う者。
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは応募者等の研究開発テーマ提案の中で研究分担者など、応募者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- ・応募者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- ・応募提案に対して、応募者等と直接的な競争関係にある者。
- ・その他 PD が利害関係者と判断した場合。

(4) 選考結果の通知等

- ① 書類選考の対象となった全ての応募者に対し、書類選考の結果を通知します。面接選考の対象となる応募者には、併せて面接選考の実施要領・日程等を連絡します。なお、形式審査で不備があった応募者についても、その結果を通知します。
- ② 面接選考の結果は、研究代表者の決定後、面接選考の対象となった全ての応募者に通知します。併せて、決定した研究代表者については、研究代表者の氏名、所属する研究機関名及び研究開発概要を下記のホームページ等で公表します。
JAMSTEC の SIP 公募ページ <http://www.jamstec.go.jp/sip/publicoffering.html>
- ③ 不選定となった応募者に対しては、その理由を後日通知します。なお、応募があったこと等を含め、その内容を応募者以外に一切公表しません。

(5) 研究開発開始までの主なスケジュール (予定)

提案の募集開始	5月27日(水)
提案の募集受付締切	6月26日(金) 午前12時(正午)《厳守》
書類選考期間	6月下旬～7月上旬
書類選考結果の通知	7月上旬～7月中旬
面接選考期間	7月中旬～7月下旬
研究代表者の決定通知・発表	7月下旬～8月上旬
研究開発開始	9月以降

- ※ 記載の日付は全て平成 27 年度です。
- ※ 書類選考期間以降の日程は全て予定です。今後、変更となる場合があります。
- ※ 面接を行う具体的な日時については、JAMSTEC から指定させていただきます。あらかじめご了承ください。

5. 決定後の責務等

(1) 研究代表者の責務等

① 研究開発の推進及び管理

- a. 研究開発の計画立案とその推進に関することをはじめ、研究開発チーム全体に対して管理責任を負うこととなります。
- b. 研究開発の推進に当たっては、PDの研究開発に関する方針に従うものとします。
- c. JAMSTEC に対する研究実施報告書等の種々の書類を遅滞なく提出していただきます。
- d. 自己点検、JAMSTEC による研究開発評価・経理の調査、不定期に行われる国による会計検査等にご対応をお願いいたします。
- e. JAMSTEC と研究機関との間の委託研究契約と、その他内閣府及び JAMSTEC の定める諸規定等に従って下さい。

② 研究開発費の管理

研究開発チーム全体の研究開発費の管理（支出計画とその執行等）を研究機関において適切に行って下さい。

③ 研究開発チームメンバーの管理

研究代表者は、研究開発チームのメンバー、特に本研究開発費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮して下さい。

④ 研究開発成果の取り扱い

- a. 知的財産等の取り扱いについては、Ⅱ－3に従うことが前提となります。
- b. 国内外での研究開発成果の発表を積極的に行っていただくことを推奨いたします。
- c. 事業化のために特に重要となる知的財産等に関しては、出願やノウハウ化を行ってください。
- d. 特許等に関しては、委託研究契約や知財委員会の方針等に基づき出願して下さい。その際、「平成 27 年度、国立研究開発法人海洋研究開発機構、SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)、産業技術力強化法第 19 条の適用を受ける特許出願」と記載してください。
- e. 公表を許可された研究開発成果を論文・学会等で発表する場合は、必ず SIP の成果である旨を明記して下さい。
- f. 内閣府及び JAMSTEC が国内外で主催するワークショップやシンポジウムに研究開発チームのメンバーとともに参加し、研究開発成果を発表して下さい。
- g. 内閣府及び JAMSTEC が関係する研究開発テーマ間の連絡会等には、積極的に参加して下さい。また、そこで得られた情報について、可能な範囲で研究開発チームのメンバーにご提供をお願いします。

⑤ 各種の情報提供

研究開発終了後、一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等にご対応をお願いいたします。

⑥ 国民との科学・技術対話

科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、シンポジウム・ワークショップなど国民との科学・技術対話に積極的に取り組んで下さい。

⑦ 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について

研究代表者及び主たる支援研究者は、JAMSTEC の研究費が国民の貴重な税金でまかなわれていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。研究代表者及び主たる支援研究者には、次に掲げる事項を遵守してください。

- a. 公募要領等の要件を遵守する。
- b. JAMSTEC の研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないこと。

【補足】

支援研究機関の主たる支援研究者の責務も、上記に準じます。

(2) 研究機関及び支援研究機関の責務等

研究機関および支援研究機関の責務等は、以下のとおりです。応募に際しては必要に応じて、関係機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

- ① 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日）及び平成 26 年 4 月から運用開始の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従い、研究機関の責任において研究開発費の管理を行ってください。

なお、研究機関は、「ガイドライン」に従って、委託研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を文部科学省へ報告するとともに、体制整備等の状況に関する現地調査に対応する必要があります。また、原則として研究開発チーム内で取得した物品²等は JAMSTEC に帰属します。

② 委託研究契約締結手続きに関する協力

効果的な研究開発の推進のため、円滑な委託研究契約締結手続きに協力してください。委託研究契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究開発を実施できないことがあります。

③ 適正な経理事務と調査対応

委託研究契約書及び JAMSTEC が定める委託研究契約事務処理の方法に基づいて、研究開発費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、適正な経理事務を行ってください。また、JAMSTEC に対する所要の報告等、及び JAMSTEC による経理の調査や国の会計検査等に対応して下さい。

² 取得した物品等が 20 万円未満で、かつ使用可能な期間が 1 年未満のものは取得した機関に帰属します。

6. 研究開発提案書（様式）の記入要領

別途指定する様式及び記入要領に従い、研究開発提案書を作成して下さい。

なお、作成前に以下の点についてご確認ください。

- ※ 1つのテーマに対して研究代表者と研究開発チームのメンバーが互いに入れ替わって、複数件の応募をすること、1つのテーマに対して1人の研究者が複数件応募することはできません。
- ※ 同一の研究開発チームで複数のテーマに応募をすることは可能です。その場合には、各テーマに対して応募書類一式をご作成ください。
- ※ 1人の研究代表者が研究開発チームを変えて複数のテーマに応募することも可能です。

IV. 募集に関する一般事項

1. 提案書の提出

(1) 提案書の作成にあたって

- ・提案書は、表紙及び様式1～9から構成されます。提案者の状況に応じて不足が無いよう作成してください。
- ・提案書は日本語で作成してください。
- ・提案書は紙媒体のもの15部(正1部、副14部)および同一内容の電子媒体(CD-ROM等)1部を作成してください。

(2) 提案書に添付する書類

提案書には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ・提案書に記載のある機関の案内(パンフレット等)

(3) 提案書の提出期限および提出先

以下の提出期限までに郵送または宅配便にてご提出ください。持参、FAX、電子メールによる提出は受け付けません。

- ・提出期限：平成27年6月26日(金) 正午必着

- ・提出先：国立研究開発法人海洋研究開発機構

次世代海洋資源調査技術研究開発プロジェクトチーム

企画調整ユニット

電話：046-867-9314

〒237-0061 神奈川県横須賀市夏島町2-15

※封筒には『「SIP次世代海洋資源調査技術」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

- ・提出物：紙媒体の提案書15部(正1部、副14部)

紙媒体の提案書と同一内容の電子媒体(CD-ROM等) 1部

提案書に添付する書類 15部

2. 研究開発費の用途について

研究開発費(直接経費)の用途については、以下のとおりです。

- a. 当該研究開発の遂行に直接必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

1) 物品費：新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費

2) 旅費：研究代表者や研究参加者の旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費等

3) 人件費・謝金：当該研究開発を遂行するために直接必要な研究員、技術員、研究補助員等で、研究開発計画書に研究参加者として登録がある者の人件費(但し、研究代表者および主たる支援研究者を除く)、講演依頼謝金。また、人件費

支出に係る詳しい要件等は、採択決定後、委託研究契約事務処理説明書等
をご確認ください)。

- 4) その他：上記の他、当該研究開発を遂行するために必要な経費。研究開発成果発表費用
(論文投稿料、印刷費用等)、機器リース費用、運搬費等費目の具体的な定義
については、研究開発費を受託する研究機関及び支援研究機関の規則・規定に従
います。
- b. 「国民との科学・技術対話」に関する経費に関しても、直接経費から支出可能です。
- c. 以下の経費は研究開発費(直接経費)として支出できません。
 - 1) 当該研究開発の目的に合致しないもの
 - 2) 一般管理費としての使用が適切と考えられるもの
 - 3) 研究代表者、支援研究機関の主たる支援研究者の人件費

(注) 研究開発費(直接経費)からの支出が適切か否かの判断が困難な場合は、JAMSTECへお問
い合わせください。

3. 一般管理費について

本委託研究契約による研究開発費をより効果的・効率的に活用できることを目的に、本委託研究を実施するために必要な機関の管理等に必要な経費を、一般管理費として直接経費に対する一定比率で手当することが可能です。

一般管理費の上限は、10%に設定いたします。ただし、別途受託先が受託研究規程等により定めている率やその他約定した率が、下記の数値を下回る場合はその率を用いることができます。

一般管理費の主な使途としては、以下をご参照下さい。

一般管理費の主な使途の例示

受託機関において、本委託研究契約による研究の実施に伴う機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とします。下記の例示に記載があっても、本委託研究の管理等に関連がない経費への支出はできません。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、 国内外旅費、会議費、印刷費
など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱 水費

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費

(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

など

- (3) その他の関連する事業部門に係る経費
 - (ス) 研究成果展開事業に係る経費
 - (セ) 広報事業に係る経費
- など

4. 繰越について

原則として繰越はできません。詳細は、採択決定後、委託研究の契約事務処理に関するルールをご説明します。

5. 応募に際しての注意事項

- 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、研究代表者決定の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。
- 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(1) 提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

- 提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>

- 決定された研究代表者に関する情報の取扱い

決定された研究代表者に関する情報(制度名、研究開発題目名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

研究代表者の決定にあたり、研究開発題目名、研究機関名、研究代表者の氏名及び研究開発概要を公表する予定です。また、研究代表者が応募に用いた研究開発提案書は、選定後、研究推進のためにJAMSTECが使用することがあります。

(2) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

- 不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

【「不合理な重複」及び「過度の集中」に対する措置について】

(ア) 「不合理な重複」に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の減額（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- 1) 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 2) 既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 3) 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- 4) その他これらに準じる場合 なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、巻末のお問い合わせ先（sip-pc@jamstec.go.jp）まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(イ) 「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、研究機関決定の取消し等を行うことがあります。

- 1) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 2) 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の年間の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 3) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- 4) その他これらに準ずる場合

- 科学研究費補助金等、国や独立行政法人等が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究開発提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます（様式7）。

これらの研究提案内容やエフォート（研究充当率）^{※1}等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、応募者の不選定、研究代表者決定の取り消し、又は研究費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合も、応募者の不選定、研究代表者決定の取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。
- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人等が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。
- 応募者が平成27年度に他の制度・研究助成等で1億円以上の資金を受給する予定の場合は、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨に照らして、総合的に採否や予算額等を判断します。複数の制度・助成で合計1億円以上の資金を受給する 予定の場合は、これに準じて選考の過程で個別に判断します。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究提案が選考から除外され、選定が取り消される場合があります。また、本募集での選考途中で他制度への応募の採否が判明した際は、巻末のお問合せ先（sip-pc@jamstec.go.jp）まで速やかに連絡してください。

（3）研究開発費の不正な使用等に関する措置

- 本事業において、研究開発費を他の用途に使用したり、JAMSTEC から研究開発費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究開発費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究開発費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究開発テーマに関して、研究の中止、研究開発費等の全部または一部の返還を求めます。

※1 総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた 実質的な全仕事時間を指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

- 本事業の研究開発費の不正使用等を行った研究代表者、主たる支援研究者及び研究参加者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて次表のとおり、本制度への申請及び参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。制限の期間は、原則として、不正に係る委託費等を返還した年度の翌年度以降1年から10年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また支援研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究開発テーマ（継続課題）への研究代表者又は支援研究者等として参加することを指します。
- 国または独立行政法人等が運用する他の競争的資金制度^{※3}において、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。（不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます。）
- 本事業において研究開発費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度等の担当（独立行政法人等を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度^{※3}において申請及び参加が制限される場合があります。
- 本事業において研究開発費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年

^{※3} 他の具体的な対象制度については下記 URL をご覧ください。
http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/13_2ichiran.pdf
 その他、平成27年度に公募を開始する制度も含まれます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がありますので、適宜ご確認ください。

5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

- 本公募は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）を遵守することが求められます。

なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- 本事業の研究開発テーマに関して、研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合には、不正行為の悪質性等も考慮しつつ、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。なお、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、進行中の研究開発テーマ（継続課題）への研究代表者又は支援研究者等として参加することを指します。

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

○国または独立行政法人等が運用する他の競争的資金制度(P. 30 脚注※3 を参照)において、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。(研究活動の不正行為等が認定された当該年度についても参加が制限されます。)

○本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金制度の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度(P. 30 脚注※3 を参照)において申請及び参加が制限される場合があります。

(5) 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

- 公的研究費の管理・監査の体制整備等について 研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為(*1)又は不適正な経理処理等(*2) (以下、「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。具体的には、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成18年8月8日科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定・平成26年2月18日改正)に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- (*1) 研究開発活動において行われた捏造、改ざん及び盗用
(*2) 研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等。

○公的研究費の管理条件付与および一般管理費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた機関については、公的研究費の管理・監査のガイドラインに則り、改善事項およびその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における一般管理費の削減(段階に応じ最大15%)、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

○不正行為等の報告および調査への協力等

研究機関に対して不正行為等に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否をJAMSTECに報告してください。

調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等についてJAMSTECと協議しなければなりません。

告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書をJAMSTECに提出してください。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認

された場合には、速やかに認定し、JAMSTEC に報告する必要がある他、JAMSTEC の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を JAMSTEC へ提出する必要があります。

また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。

最終報告書の提出期限を遅延した場合は、一般管理費の一定割合削減、委託研究費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項など、詳しくは、「公的研究費の管理・監査のガイドラン」を参照ください。

(6) 安全保障貿易管理について

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
- 日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。
- ※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。
- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- 経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しく

は下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.Pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_ji-shukanri03.Pdf

【お問い合わせ先】

お問い合わせは電子メールでお願いします。

また、SIP のホームページに最新の情報を掲載しますので、併せてご参照ください。

<http://www.jamstec.go.jp/sip/publicoffering.html>

国立研究開発法人海洋研究開発機構

次世代海洋資源調査技術研究開発プロジェクトチーム 企画調整ユニット

〒237-0061

神奈川県横須賀市夏島町2番地15

E-mail : sip-pc@jamstec.go.jp

※土曜日、日曜日、祝祭日に頂いたメールは休日明けの回答になること、予めご了承ください。